

○国土交通省告示第千二百九十一号  
自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令  
第二百八十六号）第二十二条第一項の規定に基づ  
き、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補  
すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支  
払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損  
害のてん補額の決定以外のものを委託した保険会  
社の名称に変更があつたので、昭和三十一年運輸  
省告示第百三十三号の一部を次のように改正す  
る。

平成十六年十月十三日  
国土交通大臣 北側 一雄  
「自動車海上保険株式会社」を削り、「東京海  
上火災保険株式会社」を、「東京海上自動車火災保  
険株式会社」に改める。